

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和7年12月4日(木) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1番	河島紀美恵君	2番	佐藤周君
3番	長沢正君	4番	大川勝弘君
5番	四宮和彦君	6番	虫明弘雄君

○出席議員 10名

議長	中島弘道君	副議長	青木敬博君
議員	竹本力哉君	議員	篠原峰子君
〃	大竹圭君	〃	村上祥平君
〃	鈴木絢子君	〃	犬飼このり君
〃	杉本一彦君	〃	宮崎雅薫君

○オブザーバー 2名

議員	片桐基至君	議員	重岡秀子君
----	-------	----	-------

○出席議会事務局職員 5名

局長	富岡勝	局長補佐	里見和彦
係長	野田昌伸	主査	高橋綾
主査	山田拓己		

○会議に付した事件

- 1 意見書について
- 2 市議会12月定例会最終日の運営について
 - (1) 採決の方法について
 - (2) 意見書の取扱いについて
 - (3) その他
- 3 その他
 - (1) 伊東市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程について
 - (2) 市長選挙後の臨時会について
 - (3) その他

○会議の経過概要

○委員長（大川勝弘君）開会する。

○委員長（大川勝弘君）日程第1、意見書についてを議題とする。

それでは意見書案について、提起者を代表して青木副議長から説明及び調整状況の報告をお願いします。資料は、1ページ及び2ページになる。

○副議長（青木敬博君）地方自治法第178条による地方公共団体の長の議会解散権に関する制度の見直しを求める意見書について説明する。この法律は、本来の趣旨で言えば政治的対立が生じた際に市長に対する不信任決議、議会に対する解散権を与えることで、二元代表制の均衡を図っているが、今回の伊東市のように、またほかの市町においても、制度の趣旨である政治的対立が生じた際に選挙を通じて民意を問うということではなく、自己保身のために議会を解散する事例が増えている。このことは、地方自治の停滞を招くとともに、選挙費用は市民が負担することになるので、その構図は極めて不公正となる。よって、本意見書を提出したいと考える。皆さんのご賛同を願う。調整状況であるが、各会派からは賛同をいただいている。以上である。

○委員長（大川勝弘君）次に、本意見書案の取扱いについて、各会派及び会派に所属していない議員から、順次意見を伺う。

○1番（河島紀美恵君）提出に異議ない。

○2番（佐藤 周君）賛同する。

○3番（長沢 正君）賛同する。

○5番（四宮和彦君）賛同する。

○6番（虫明弘雄君）賛同する。

○オブザーバー（片桐基至君）賛同できない。

○オブザーバー（重岡秀子君）賛同できない。

○委員長（大川勝弘君）意見調整のため暫時休憩する。

午前10時 2分休憩

午前10時 3分再開

○委員長（大川勝弘君）休憩前に引き続き、会議を開く。

ただいまの協議の結果、本意見書案については、全議員からの賛同が得られていない。しかしながら、一部議員からの賛同が得られていないが、本意見書案については最終本会議に提出することとしたいと思う。

これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、日程第1、意見書についてを終了する。

○委員長（大川勝弘君）報道陣の退出のため暫時休憩する。

午前10時 4分休憩

午前10時 6分再開

○委員長（大川勝弘君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○委員長（大川勝弘君）日程第2、市議会12月定例会最終日の運営についてを議題とする。

(1) 採決の方法についてから、(3) その他まで、事務局長から説明する。

○事務局長（富岡 勝君）市議会12月定例会最終日の運営について、順次、説明する。

(1) 採決の方法についてである。資料3ページの付託議案審査状況一覧に基づき説明する。

付託案件は単行議案1件、補正予算6件、各会計決算10件の合計17件である。各所管常任委員会または予算・決算特別委員会において、いずれも原案を可決または認定すべしとの決定である。本会議における採決の方法について、順次、説明申し上げる。

まず、常任総務委員会へ審査を付託した、市議第29号 令和7年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）及び市議第31号 令和7年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上、補正予算2件については、いずれも全会一致で原案を可決すべしとの決定である。2件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は2件一括で、挙手による決定をお願いする。

次に、常任観光建設委員会へ審査を付託した、市議第28号 令和7年度伊東市競輪事業特別会計補正予算（第1号）及び市議第32号 令和7年度伊東市水道事業会計補正予算（第1号）、以上、補正予算2件については、いずれも全会一致で原案を可決すべしとの決定である。2件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は2件一括で、挙手による決定をお願いする。

次に、常任福祉文教委員会へ審査を付託した、市議第30号 令和7年度伊東市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案を可決すべしとの決定である。上程後、委員会審査報告、質疑、討論の後、挙手による決定をお願いする。

次に、予算・決算特別委員会へ審査を付託した、市議第27号 令和7年度伊東市一般会計補正予算（第5号）については、全会一致で、原案を可決すべしとの決定である。上程後、委

員会審査報告、質疑、討論の後、挙手による決定をお願いする。

次に、決算等であるが、まず、常任総務委員会へ審査を付託した、市認第20号 令和6年度伊東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、市認第21号 令和6年度伊東市土地取得特別会計歳入歳出決算、市認第22号 令和6年度伊東市霊園事業特別会計歳入歳出決算及び市認第24号 令和6年度伊東市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、以上、特別会計決算4件については、いずれも全会一致で、認定すべしとの決定である。

4件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は4件一括で、挙手による決定をお願いする。

次に、常任観光建設委員会へ審査を付託した、市認第19号 令和6年度伊東市競輪事業特別会計歳入歳出決算、市議第11号 令和6年度伊東市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、市認第26号 令和6年度伊東市下水道事業会計決算及び市認第27号 令和6年度伊東市水道事業会計決算、以上、特別会計決算1件、単行議案1件及び企業会計決算2件については、いずれも全会一致で、認定または原案を可決すべしとの決定である。

4件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は2つに分け、まず、市認第19号及び市認第27号の2件を一括で、次に、市議第11号及び市認第26号の2件を一括で、それぞれ挙手による決定をお願いする。

次に、常任福祉文教委員会へ審査を付託した、市認第23号 令和6年度伊東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算及び市認第25号 令和6年度伊東市病院事業会計決算、以上、特別会計決算1件及び企業会計決算1件については、いずれも全会一致で、認定すべしとの決定である。2件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は2件一括で、挙手による決定をお願いする。

次に、予算・決算特別委員会へ審査を付託した、市認第18号 令和6年度伊東市一般会計歳入歳出決算については、賛成多数で、認定すべしとの決定である。なお、少数意見が留保されている。上程後、委員会審査報告、少数意見報告、質疑、討論の後、従前の例により、起立による決定をお願いする。

続いて、債務負担行為の設定をする補正予算の決定をした後に、討論、採決を行う扱いとしている指定管理者の指定に係る単行議案について申し上げる。市議第13号 伊東市児童・身体障害者福祉センターはばたき、伊東市中央児童館及び伊東市玖須美児童館の指定管理者の指定について、市議第16号 宇佐美漁港、富戸漁港、八幡野漁港及び赤沢漁港の指定管理者の指定について、市議第17号 伊東高等職業訓練校の指定管理者の指定について、市議第18号 伊東市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について、市議第19号 伊東市立八幡野保育園の指定管理者の指定について、市議第20号 宇佐美コミュニティセンターの指定管

理者の指定について、市議第21号 小室コミュニティセンターの指定管理者の指定について、市議第22号 八幡野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、市議第23号 富戸コミュニティセンターの指定管理者の指定について、市議第24号 伊東市生涯学習センター池会館の指定管理者の指定について、市議第25号 伊東市生涯学習センター赤沢会館の指定管理者の指定について及び市議第26号 伊東市生涯学習センター荻会館の指定管理者の指定について、以上12件については、去る11月26日の議案審議において、既に質疑まで終結しているため、市議第13号及び市議第16号から市議第19号までの5件については、1件ずつ上程し、それぞれ討論から入り、挙手による採決をお願いする。また、市議第20号から市議第23号までのコミュニティセンターに関する4件及び市議第24号から市議第26号までの生涯学習センターに関する3件については、それぞれ一括議題として、一括討論をお願いし、採決は1件ごとに挙手による決定をお願いする。

次に、(2) 意見書の取扱いについてである。

地方自治法第178条による地方公共団体の長の議会解散権に関する制度の見直しを求める意見書については、先ほどの協議の結果、各会派からの賛同は得られたが、会派に所属していない議員2名からの賛同が得られなかったため、上程後、説明から質疑、討論を経て、挙手による決定をお願いしたいと存じる。

最後に、(3) その他であるが、討論を予定されている議員においては、会議規則第52条に基づき、発言通告書を提出するようお願い申し上げます。以上で、市議会12月定例会最終日の運営についての説明を終わる。

○委員長（大川勝弘君）まず、(1) 採決の方法について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

採決の方法については、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 意見書の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

意見書の取扱いについては、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) その他での討論の通告について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。
討論の通告については、説明のとおり了承願う。

そのほか、市議会12月定例会最終日の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第2、市議会12月定例会最終日の運営についてを終了する。

-
- 委員長（大川勝弘君）日程第3、その他を議題とする。

(1) 伊東市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程についてから、
(3) その他まで、事務局長から説明する。

- 事務局長（富岡 勝君）まず、(1) 伊東市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程についてである。資料の4ページからを参照願う。

本改正案については、議長発出の11月20日付け事務連絡により、意見を募ってきたが、特に意見等はなかった。初めに、改正の趣旨であるが、健康保険証や運転免許証のマイナンバーカードとの一体化に伴う関係施行令及び施行規則の一部改正に対応するとともに、所要の規定の整備を行うものである。

それでは、新旧対照表に沿って、改正条文について説明するので、資料6ページからを参照願う。個人情報保護法施行令の一部改正により、健康保険証とマイナンバーカードの一体化に関して、個人識別符号として被保険者番号等が規定され、政令の改正に合わせた施行規則の改正がされたことから、規定ぶりを合わせ、用語の整理を行うとともに、運転免許証とマイナンバーカードの一体化に関して、免許情報記録の番号を個人識別符号に加えるなど、政令及び施行規則の改正に対応し、用語の整理を行うため、第3条第6号、第7号及び第8号中「被保険者番号及び」を削り、同条第10号中「番号」の次に「又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号」を加え、同条第11号及び第14号中「保険者番号及び」を削る。7ページにかけての第5条第2項中「次に定める」を「次に掲げる」に改め、また、第8条第8項第1号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改め、同項第2号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改め、個人情報保護法施行令の規定ぶりに合わせ、用語の整理を行い、第11条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。健康保険証の廃止に伴い、8ページにかけての第10条第1項第1号中「、健康保険の被保険者証」を削り、本人確認書

類から健康保険証を削除します。9ページに参り、健康保険証の廃止に伴い、第1号様式中「健康保険被保険者証」及び「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削り、本人確認書類から、健康保険証及びサービスの提供が終了する住民基本台帳カードを削る。11ページに参り、様式第2号中、「開示の実施の方法等」の項の欄に記載する(1)、(2)及び(3)について、横の区切りを追加し、それぞれを項として表記する。13ページからの第11号様式及び第17号様式についても、「健康保険被保険者証」及び「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削り、本人確認書類から、健康保険証の廃止に伴う健康保険証及びサービスの提供が終了する住民基本台帳カードを削る。5ページにお戻り願う。附則は、施行期日の定めで、公布の日から施行することとする。

次に、(2) 市長選挙後の臨時会についてである。資料の17ページを参照願う。

市長の失職に伴う市長選挙については、12月7日告示、14日投開票の日程により執行されるが、これまで市長の不在により提出できなかった、市長の判断が必要な条例案や補正予算案などの審議について、3月定例会を待つことができない臨時の必要がある場合、市長選挙後に臨時会が招集されることが想定される。当局と議会の日程を踏まえると、年明け早々の1月6日（火）開会となる可能性が高く、年末年始をまたぐため変則的な日程となるが、12月23日（火）告示、翌24日（水）議会運営委員会となることが考えられる。

また、立候補者によっては、年内に副市長と教育長を任命したい意向が示されているので、その場合には、12月26日（金）開会となり、19日（金）告示、翌開庁日の22日（月）議会運営委員会となることが考えられるが、いずれにしても、臨時会の具体的な日程については、告示日の翌開庁日に開かれる議会運営委員会において協議いただきたいと存じる。

次に、(3) その他であるが、事務局からは、特になし。

以上で、3 その他の説明を終わる。

- 委員長（大川勝弘君）まず、(1) 伊東市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

伊東市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程については、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 市長選挙後の臨時会について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

- 5番（四宮和彦君）今何パターンか案の提示があったが、いずれのパターンであるにしても、

市長が挨拶をして終わるといふ臨時会ではないわけである。今まで滞っている議案について、この場で早急に決定していかなければならない。そうすると、会期としては1日を想定しての話になるのか。

- 事務局長**（富岡 勝君）日程については、あくまでも当局側で案件があるかどうかによる。ただし、想定している中では、これまで滞っている補正予算案や条例案が提出されれば、それは当然1日で審議が終わるものではないと思っている。本市議会では、これまでは臨時会において議案を委員会付託して審査するという事はなかったが、今回については、通常の定例会と同様に各常任委員会に付託をして審査をするということを想定している。

その場合に想定している日程としては、1月8日に福祉文教委員会・分科会、1月9日に観光建設委員会・分科会、1月13日に総務委員会・分科会、1月14日に予算・決算特別委員会、1月15日に議会運営委員会、1月16日に最終本会議という形での試案である。12月26日の開会であると会期が22日、年明けの1月6日に開会となると会期が11日になる。ただし、こちらについては、当局と打ち合わせているわけではなく、新市長によって議案を提出するかどうかということもあるので、ここはあくまでも考えられる最低限の想定範囲ということになる。以上である。

- 5番**（四宮和彦君）当局側からどのような議案が提出されるかが確定してないので何とも言えないということもあろうかと思う。市長選後の議会ということで、今までは6月定例会がそれに該当していたが、通常であれば、新しい市長が当選したということになれば、市長所信表明に対する質問を行うということになると、会期はもっと長くなることが想定されるが、今回の臨時会では所信表明などは行わないのか。

- 事務局長**（富岡 勝君）臨時会を開会するということになれば、市長に所信表明をしてもらうことをお願いすることになるかと思う。ただし、それに対して質問できるかどうかということだが、臨時会は、あくまでも臨時的に審議する必要がある告示された議案に対してのみ審議をすることができるということであるので、一般質問については、実施できないことになる。事務局としても、その取扱いについて全国市議会議長会に照会を実施したが、そこは臨時会としての性格から考えれば難しいとの回答をもらっているので、臨時会では、所信表明はしてもらおうが、それに対する質問はしないという形になるかと思う。3月定例会において、一般質問の中で所信表明に対する質問があればそこで実施していただくことになるかと思う。3月定例会であれば、予算案が提出され、そこで施政方針が示されるので、大綱質疑の中で施政方針に対し質疑をしていただくということになるかと思う。以上である。

- 委員長**（大川勝弘君）ほかに質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

市長選挙後の臨時会については、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば伺う。
発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第3、その他を終了する。

○委員長（大川勝弘君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和7年12月4日（木）午前10時30分（会議時間27分）

以上の記録を認める。

令和7年12月4日

委員長 大川勝弘